

平成22年11月1日

各位

会社名 株式会社日本レップ
代表者名 代表取締役社長 若林要
(コード番号: 8992 東証マザーズ)
問合せ先 フィナンシャルコントローラー 橋本 充生
(TEL. 03-6910-3300)

(訂正) 「支配株主による当社株式等の公開買付けに関する賛同意見表明・応募推奨…等のお知らせ」の一部訂正のお知らせ

平成22年10月15日付「支配株主による当社株式等の公開買付けに関する賛同意見表明・応募推奨、当該支配株主とのローン契約締結及び第三者割当による新株予約権の発行等のお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社の支配株主であるマッコーリー・グッドマン・ジャパンピーティイー エルティイーディー（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の完全子会社化を目的として、平成22年10月18日付で、当社の普通株式等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始しております。また、当社は、平成22年10月15日開催の取締役会において新株予約権（以下「本新発行新株予約権」といいます。）の発行を決議しており、平成22年10月31日付でその割当てが行われました。

これに伴い、公開買付者は、本新発行新株予約権についても本公開買付けの対象とするため、金融商品取引法第27条の8第2項に基づき、公開買付者が平成22年10月18日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書を平成22年11月1日付で関東財務局長に提出いたしました（詳細については、公開買付者が本日公表した別添「株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」をご参照ください。）。

これを受け、当社は、本日開催の取締役会において、本新発行新株予約権に関しては、本新発行新株予約権の保有者に対し、本公開買付けに応募することを推奨しない旨を決議いたしましたので、平成22年10月15日付「支配株主による当社株式等の公開買付けに関する賛同意見表明・応募推奨、当該支配株主とのローン契約締結及び第三者割当による新株予約権の発行等のお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたします。

記

訂正内容

平成22年10月15日付当社プレスリリース「支配株主による当社株式等の公開買付けに関する賛同意見表明・応募推奨、当該支配株主とのローン契約締結及び第三者割当による新株予約権の発行等のお知らせ」について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

Ⅱ. 本件の概要

(訂正前)

1. 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社の親会社（支配株主）であるMGJです。公開買付者が本日発表した「株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」と題するプレスリリース（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）によれば、公開買付者は、平成22年10月15日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とするこ

とを目的として、当社の発行済株式の全て及び本発行済新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。本公開買付けにおける買付け等の価格は、普通株式については1株につき35,000円、本発行済新株予約権については1個につき1円であり、買付予定数の上限及び下限はいずれも設定されておりません。

2. 本新融資枠による本資金調達及び本新発行新株予約権の第三者割当による発行の概要

本ローン契約は、MGJを借入先とする、借入金額（極度枠）35億円の範囲内において随時借入/返済可能なリボルビングローン（約定金利：年3%、返済期日：平成24年10月15日）であり、当社にとっては市場で得られる条件と比して有利な条件の資金調達手段であります。また、当社は、平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）中である平成22年10月31日を割当日として、本新発行新株予約権100,000個（新株予約権1個当たりの目的である株式数：1株）をMCGL及びGSHに対し、それぞれ50,000個ずつ、金銭の払込みを要することなく発行する予定です。公開買付者プレスリリースによれば、本新発行新株予約権の発行が効力を生じた場合、公開買付者は、金融商品取引法第27条の2第5項、同法施行令第8条第5項第3号の規定に従い本新発行新株予約権を本公開買付けの対象とするため、速やかに公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定ですが、MCGL及びGSHは、いずれも、本新発行新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、本公開買付期間中は本新発行新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。なお、本新発行新株予約権が全て行使された場合、MCGL及びGSHが保有することになる当社の普通株式は、それぞれ50,000株（当社の平成22年6月30日現在の発行済株式総数（146,807株）に本新発行新株予約権の目的である当社の普通株式数100,000株を加えた数（246,807株）に対する割合：20.26%）となります。

（訂正後）

1. 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社の親会社（支配株主）であるMGJです。公開買付者が平成22年10月15日付で発表した「株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」と題するプレスリリース（以下「公開買付者プレスリリース」といいます。）によれば、公開買付者は、平成22年10月15日開催の取締役会において、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、当社の発行済株式の全て及び本発行済新株予約権の全てを対象として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。また、公開買付者が本公開買付けにおける買付け等の価格は、普通株式については1株につき35,000円、本発行済新株予約権については1個につき1円であり、買付予定数の上限及び下限はいずれも設定されておりません。さらに、公開買付者が平成22年11月1日付で提出した本公開買付けに関する公開買付届出書の訂正届出書によれば、公開買付者は本新発行新株予約権も本公開買付けの対象とすることを決定いたしました。本新発行新株予約権の本公開買付けにおける買付け等の価格は、1個につき1円とされています。

2. 本新融資枠による本資金調達及び本新発行新株予約権の第三者割当による発行の概要

本ローン契約は、MGJを借入先とする、借入金額（極度枠）35億円の範囲内において随時借入/返済可能なリボルビングローン（約定金利：年3%、返済期日：平成24年10月15日）であり、当社にとっては市場で得られる条件と比して有利な条件の資金調達手段であります。また、当社は、平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）中である平成22年10月31日を割当日として、

本新発行新株予約権 100,000 個（新株予約権 1 個当たりの目的である株式数：1 株）を MCGL 及び GSH に対し、それぞれ 50,000 個ずつ、金銭の払込みを要することなく発行することを決議し、本新発行新株予約権は、平成 22 年 10 月 31 日付で MCGL 及び GSH に割り当てられています。公開買付者は、平成 22 年 11 月 1 日付で本公開買付けに関する公開買付届出書の訂正届出書を提出し、本新発行新株予約権についても本公開買付けの対象としております。公開買付者プレスリリースによれば、MCGL 及び GSH は、いずれも、本新発行新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、本公開買付期間中は本新発行新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。なお、本新発行新株予約権が全て行使された場合、MCGL 及び GSH が保有することになる当社の普通株式は、それぞれ 50,000 株（当社の平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（146,807 株）に本新発行新株予約権の目的である当社の普通株式数 100,000 株を加えた数（246,807 株）に対する割合：20.26%）となります。

Ⅲ. 本公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨について

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

当社は、平成 22 年 10 月 15 日開催の取締役会において、出席した取締役 4 名の全員一致で公開買付者による当社普通株式及び本発行済新株予約権に対する本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本発行済新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本発行済新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「③利害関係を有しない取締役の全員一致による承認」記載の方法により決議されております。

(訂正後)

当社は、平成 22 年 10 月 15 日開催の取締役会において、出席した取締役 4 名の全員一致で公開買付者による当社普通株式及び本発行済新株予約権に対する本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本発行済新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本発行済新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。また、当社は、平成 22 年 11 月 1 日開催の取締役会において、本新発行新株予約権に関しては、本新発行新株予約権の保有者に対し、本公開買付けに応募することを推奨しないことを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議はいずれも、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「③利害関係を有しない取締役の全員一致による承認」記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、本公表日現在において、既に当社の普通株式 75,950 株（当社の平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数に対する割合：51.73%）を保有していますが、この度、当社の完全子会社化を目指して、当社の発行済普通株式及び本発行済新株予約権の全てを対象とする本公開買付けを行うことを決定いたしました。本公開買付

けにおける買付け等の価格は、普通株式については1株につき35,000円、本発行済新株予約権については1個につき1円であり、買付予定数の上限及び下限はいずれも設定されておりません。

なお、当社は、平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付期間中である平成22年10月30日を割当日として、MCGL及びGSHに対し、それぞれ50,000個ずつ、合計100,000個（新株予約権1個当たりの目的である株式数：1株）の新発行新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行することを決議しております。公開買付者プレスリリースによれば、本新発行新株予約権の発行が効力を生じた場合、公開買付者は、金融商品取引法第27条の2第5項、同法施行令第8条第5項第3号の規定に従い本新発行新株予約権を本公開買付けの対象とするため、速やかに公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定ですが、MCGL及びGSHは、いずれも、本新発行新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は本新発行新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。なお、本新発行新株予約権が全て行使された場合、MCGL及びGSHが保有することになる当社の普通株式は、それぞれ50,000株（当社の平成22年6月30日現在の発行済株式総数（146,807株）に本新発行新株予約権の目的である当社の普通株式数100,000株を加えた数（246,807株）に対する割合：20.26%）となります。

（後略）

（訂正後）

（前略）

公開買付者プレスリリースによれば、公開買付者は、平成22年10月15日の時点において、既に当社の普通株式75,950株（当社の平成22年6月30日現在の発行済株式総数に対する割合：51.73%）を保有していますが、この度、当社の完全子会社化を目指して、当社の発行済普通株式及び本発行済新株予約権の全てを対象とする本公開買付けを行うことを決定いたしました。本公開買付けにおける買付け等の価格は、普通株式については1株につき35,000円、本発行済新株予約権については1個につき1円であり、買付予定数の上限及び下限はいずれも設定されておりません。さらに、公開買付者が平成22年11月1日付で提出した本公開買付けに関する公開買付届出書の訂正届出書によれば、公開買付者は本新発行新株予約権も本公開買付けの対象とすることを決定いたしました。本新発行新株予約権の本公開買付けにおける買付け等の価格は、1個につき1円とされています。

なお、当社は、平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付期間中である平成22年10月31日を割当日として、MCGL及びGSHに対し、それぞれ50,000個ずつ、合計100,000個（新株予約権1個当たりの目的である株式数：1株）の新発行新株予約権を金銭の払込みを要することなく発行することを決議しております。公開買付者プレスリリースによれば、MCGL及びGSHは、いずれも、本新発行新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は本新発行新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。なお、本新発行新株予約権が全て行使された場合、MCGL及びGSHが保有することになる当社の普通株式は、それぞれ50,000株（当社の平成22年6月30日現在の発行済株式総数（146,807株）に本新発行新株予約権の目的である当社の普通株式数100,000株を加えた数（246,807株）に対する割合：20.26%）となります。

（後略）

② 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(d) 意見の検討過程

（訂正前）

(前略)

一方、本発行済新株予約権に関しては、本発行済新株予約権は当社の取締役、監査役及び従業員、並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本発行済新株予約権を本公開買付けに応募する他、本発行済新株予約権を行使の上、当該行使により取得した当社普通株式を本公開買付けに応募することなども可能であることから、本発行済新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本発行済新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

上記取締役会決議は、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「③利害関係を有しない取締役の全員一致による承認」記載の方法により決議されております。

(訂正後)

(前略)

一方、本発行済新株予約権に関しては、本発行済新株予約権は当社の取締役、監査役及び従業員、並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本発行済新株予約権を本公開買付けに応募する他、本発行済新株予約権を行使の上、当該行使により取得した当社普通株式を本公開買付けに応募することなども可能であることから、本発行済新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本発行済新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。また、当社は平成22年11月1日開催の取締役会において、本新発行新株予約権に関しては、マッコーリー及びグッドマンのそれぞれの完全子会社が本新発行新株予約権を通じて直接当社と資本関係を結ぶことにより、マッコーリー及びグッドマンのジョイント・ベンチャーである公開買付者に本新発行新株予約権を割り当てた場合と比べて、よりマッコーリー及びグッドマンの関与が鮮明になって、金融機関等の第三者に対する当社の信用力が向上し、今後の事業について好影響を得られると考えられることなどの理由から、MCGL及びGSHを本新発行新株予約権の割当予定先としたという経緯等に鑑み、本新発行新株予約権の所有者に対し、本公開買付けに応募することを推奨しないことを決議いたしました。

上記各取締役会決議はいずれも、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「③利害関係を有しない取締役の全員一致による承認」記載の方法により決議されております。

③利害関係を有しない取締役の全員一致による承認

(訂正前)

平成22年10月15日開催の取締役会においては、アビームM&Aコンサルティングから取得した本株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン並びに外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、出席した取締役4名の全員一致で本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本発行済新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本発行済新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨が決議されております。

なお、当社取締役7名のうち、ポール・マクギャリー (Paul McGarry) 氏はマッコーリーのグループ会社であるマッコーリー・キャピタル・アドバイザーズ・リミテッド (Macquarie Capital Advisors Limited) からの出向者であり、またグレゴリー・グッドマン (Gregory Goodman) 氏及びジェームズ・ホジキンソン (James Hodgkinson) 氏は、それぞれグッドマンのCEO 及び取締役を兼務しているところ、ポール・マクギャリー氏は同氏しか知り得ない情報提

供のため一部の会議に出席しましたが、この点を除き、これら3名の取締役は、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加していません。

また、当社取締役会が上記の内容の意見を表明することに対して、上記取締役会に出席した当社監査役3名（いずれも社外監査役）のいずれからも特に異議は述べられておりません。

（訂正後）

平成22年10月15日開催の取締役会においては、アビームM&Aコンサルティングから取得した本株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン並びに外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、出席した取締役4名の全員一致で本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本発行済新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本発行済新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨が決議されております。また、平成22年11月1日開催の取締役会においても、本新発行新株予約権に関しては、本新発行新株予約権の保有者に対して応募を推奨しない旨を出席した取締役4名の全員一致で決議しております。

なお、当社取締役7名のうち、ポール・マクギャリー（Paul McGarry）氏はマッコーリーのグループ会社であるマッコーリー・キャピタル・アドバイザーズ・リミテッド（Macquarie Capital Advisors Limited）からの出向者であり、またグレゴリー・グッドマン（Gregory Goodman）氏及びジェームズ・ホジキンソン（James Hodgkinson）氏は、それぞれグッドマンのCEO及び取締役を兼務しているところ、ポール・マクギャリー氏は同氏しか知り得ない情報提供のため一部の会議に出席しましたが、この点を除き、これら3名の取締役は、当社における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、当社取締役会における本公開買付けに係る議案の審議及び決議には一切参加していません。

また、当社取締役会が上記の内容の意見を表明することに対して、上記各取締役会に出席した当社監査役3名（いずれも社外監査役）のいずれからも特に異議は述べられておりません。

（5）上場廃止となる見込み及びその事由等

②上場廃止となる見込みが見込まれる本公開買付けに賛同する理由及び代替措置の検討状況

（訂正前）

上記「① 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付け等により、当社普通株式は上場廃止となる可能性があります。当社としては、本公開買付けの諸条件につき、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるアビームM&Aコンサルティングから取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容を参考とし、リーガル・アドバイザーからの助言を受けつつ、慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けにより公開買付者の完全子会社となることが当社の安定的な事業継続のために必要であると判断されること、及び本公開買付価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが加えられた価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断されることなどに鑑み、当該取締役会に出席した取締役4名の全員一致で本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。一方、本発行済新株予約権に関しては、本発行済新株予約権は当社の取締役、監査役、及び従業員、並びに当社子会社の取締役、監査役、及び従業員等に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本発行済新株予約権を本公開買付けに応募する他、

本発行済新株予約権を行使の上、当該行使により取得した当社普通株式を本公開買付けに応募することも可能であることから、本発行済新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本発行済新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(後略)

(訂正後)

上記「① 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、本公開買付け等により、当社普通株式は上場廃止となる可能性があります。当社としては、本公開買付けの諸条件につき、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるアビームM&Aコンサルティングから取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの内容を参考とし、リーガル・アドバイザーからの助言を受けつつ、慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けにより公開買付者の完全子会社となることが当社の安定的な事業継続のために必要であると判断されること、及び本公開買付価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、当社の株主の皆様に対して直近の一定期間の平均株価に対して相当程度高いプレミアムが加えられた価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断されることなどに鑑み、当社は、平成22年10月15日開催の取締役会において、当該取締役会に出席した取締役4名の全員一致で本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。一方、本発行済新株予約権に関しては、本発行済新株予約権は当社の取締役、監査役、及び従業員、並びに当社子会社の取締役、監査役、及び従業員等に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本発行済新株予約権を本公開買付けに応募する他、本発行済新株予約権を行使の上、当該行使により取得した当社普通株式を本公開買付けに応募することも可能であることから、本発行済新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本発行済新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。また、当社は平成22年11月1日開催の取締役会において、本新発行新株予約権に関しては、マッコーリー及びグッドマンのそれぞれの完全子会社が本新発行新株予約権を通じて直接当社と資本関係を結ぶことにより、マッコーリー及びグッドマンのジョイント・ベンチャーである公開買付者に本新発行新株予約権を割り当てた場合と比べて、よりマッコーリー及びグッドマンの関与が鮮明になって、金融機関等の第三者に対する当社の信用力が向上し、今後の事業について好影響を得られると考えられることなどの理由から、MCGL及びGSHを本新発行新株予約権の割当予定先としたという経緯等に鑑み、本新発行新株予約権の保有者に対し、本公開買付けに応募することを推奨しないことを決議いたしました。

(後略)

各 位

マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー

株式会社日本レップの普通株式及び新株予約権に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

マッコーリー・グッドマン・ジャパン ピーティーイー エルティーディー（以下「当社」といいます。）は、株式会社日本レップ（コード番号：8992、東証マザーズ、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、買付条件等の変更を行い、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

・ 変更の内容

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

当社は、本日現在において、既に対象者の普通株式 75,950 株（対象者の平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（146,807 株）に対する割合：51.73%）を保有していますが、この度、対象者の完全子会社化を目指して、対象者の発行済普通株式及び本新株予約権（後記「2. 買付け等の概要」「(3) 買付け等の価格」「新株予約権」に定義されます。）の全てを対象とする本公開買付けを行うことを決定いたしました。本公開買付けにおける買付け等の価格は普通株式については 1 株につき 35,000 円、本新株予約権については 1 個につき 1 円とし、買付予定数の上限及び下限はいずれも設定しておりません。なお、後記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け成立後の経営方針」「公開買付者の対象者に対する提案」「八 新たな融資枠の設定及び新株予約権の発行」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中である平成 22 年 10 月 31 日を割当日として新たな新株予約権を、マッコーリーがその株式の 100%を間接的に保有するマッコーリー・キャピタル・グループ・リミテッド（Macquarie Capital Group Limited）（以下「MCGL」といいます。）及びグッドマンがその株式の 100%を間接的に保有するグッドマン・シンガポール・ホールディングス（オースト）・ピーティーワイ リミテッド（Goodman Singapore Holdings (Aust) Pty Limited）（以下「GSH」といいます。）に対し、それぞれ 50,000 個ずつ、合計 100,000 個（新株予約権 1 個当たりの目的である株式数：1 株）を、金銭の払込みを要することなく発行する予定です。当該新株予約権の発行が効力を生じた場合、当社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 27 条の 2 第 5 項、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第 8 条第 5 項第 3 号の規定に従いこれを本公開買付けの対象とするため、速やかに公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定ですが、MCGL 及び GSH は、いずれも、当該新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は当該新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。なお、当該新株予約権が全て行使された場合、MCGL 及び GSH が保有することになる対象者の普通株式は、それぞれ 50,000 株（対象者の平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（146,807 株）に当該新株予約権の目的である対象者の普通株式数 100,000 株を加えた数（246,807 株）に対する割合：それぞれ 20.26%）となります。

< 中略 >

なお、平成 22 年 10 月 15 日に対象者が公表した「支配株主による当社株式等の公開買付けに関する賛同意見表明・応募推奨、当該支配株主とのローン契約締結及び第三者割当による新株予約権の発行等の

お知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、後記「(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の手続を履践した上で、平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

(訂正後)

<前略>

当社は、本日現在において、既に対象者の普通株式75,950株(対象者の平成22年6月30日現在の発行済株式総数(146,807株)に対する割合:51.73%)を保有していますが、この度、対象者の完全子会社化を目指して、対象者の発行済普通株式及び対象新株予約権(後記「2.買付け等の概要」「(3)買付け等の価格」「新株予約権」に定義されます。)の全てを対象とする本公開買付けを行うことを決定いたしました。本公開買付けにおける買付け等の価格は普通株式については1株につき35,000円、対象新株予約権については1個につき1円とし、買付予定数の上限及び下限はいずれも設定しておりません。なお、後記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け成立後の経営方針」「公開買付けの対象者に対する提案」「八 新たな融資枠の設定及び新株予約権の発行」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中である平成22年10月31日を割当日として新たな新株予約権を、マッコーリーがその株式の100%を間接的に保有するマッコーリー・キャピタル・グループ・リミテッド(Macquarie Capital Group Limited)(以下「MCGL」といいます。)及びグッドマンがその株式の100%を間接的に保有するグッドマン・シンガポール・ホールディングス(オースト)・ピーティーワイ リミテッド(Goodman Singapore Holdings (Aust) Pty Limited)(以下「GSH」といいます。)に対し、それぞれ50,000個ずつ、合計100,000個(新株予約権1個当たりの目的である株式数:1株)を、金銭の払込みを要することなく発行いたしました。当社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の2第5項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第8条第5項第3号の規定に従いこれを本公開買付けの対象といたしますが、MCGL及びGSHは、いずれも、当該新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は当該新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。なお、当該新株予約権が全て行使された場合、MCGL及びGSHが保有することになる対象者の普通株式は、それぞれ50,000株(対象者の平成22年6月30日現在の発行済株式総数(146,807株)に当該新株予約権の目的である対象者の普通株式数100,000株を加えた数(246,807株)に対する割合:それぞれ20.26%)となります。

<中略>

なお、平成22年10月15日に対象者が公表した「支配株主による当社株式等の公開買付けに関する賛同意見表明・応募推奨、当該支配株主とのローン契約締結及び第三者割当による新株予約権の発行等のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、後記「(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の手続を履践した上で、平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議を行ったとのことです。

平成22年10月31日付で本新発行新株予約権の発行の効力が生じたことを受けて、当社が本新発行新株予約権を本公開買付けの対象とすることに伴い、対象者により本新発行新株予約権に対する本公開買付けに関する意見が表明されることとなります。対象者の当該意見の内容については、意見表明報告書の訂正報告書その他の対象者による公表資料をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者の対象者に対する提案

八 新たな融資枠の設定及び新株予約権の発行

(訂正前)

対象者による第三者からの資金調達が困難であることに鑑み、主として対象者による JLDF に基づく新規案件へのマッコーリー及びグッドマンとの共同出資のための資金を提供するため、当社が、対象者に対し、融資限度を 35 億円とする新たな融資枠（以下「本新融資枠」といいます。）を設定すること。また、本新融資枠の設定に鑑み、対象者は、それぞれマッコーリー及びグッドマンの間接的な完全子会社である MCGL 及び GSH に対し、それぞれ 50,000 個ずつ、合計で 100,000 個の新株予約権（新株予約権 1 個当たりの目的である株式数：1 株）（以下「本新発行新株予約権」といいます。）を、金銭の払込みを要することなく発行すること。

< 中略 >

本新発行新株予約権の発行は、平成 22 年 10 月 31 日付で効力を生じる予定です。 < 後略 >

(訂正後)

対象者による第三者からの資金調達が困難であることに鑑み、主として対象者による JLDF に基づく新規案件へのマッコーリー及びグッドマンとの共同出資のための資金を提供するため、当社が、対象者に対し、融資限度を 35 億円とする新たな融資枠（以下「本新融資枠」といいます。）を設定すること。また、本新融資枠の設定に鑑み、対象者は、それぞれマッコーリー及びグッドマンの間接的な完全子会社である MCGL 及び GSH に対し、それぞれ 50,000 個ずつ、合計で 100,000 個の新株予約権（新株予約権 1 個当たりの目的である株式数：1 株）を、金銭の払込みを要することなく発行すること。

< 中略 >

本新発行新株予約権の発行は、平成 22 年 10 月 31 日付で効力を生じております。 < 後略 >

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

< 前略 >

対象者の利害関係を有しない取締役の全員一致による承認

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者の平成 22 年 10 月 15 日開催の取締役会においては、アビームから取得した本株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン並びに外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、出席した取締役 4 名の全員一致で本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨が決議されたとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者の平成 22 年 10 月 15 日開催の取締役会においては、アビームから取得した本株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン並びに外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、出席した取締役 4 名の全員一致で本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨が決議されたとのことです。

なお、平成 22 年 10 月 31 日付で本新発行新株予約権の発行の効力が生じたことを受けて、当社が本新発行新株予約権を本公開買付けの対象とすることに伴い、対象者により本新発行新株予約権に対する

本公開買付けに関する意見が表明されることとなります。対象者の当該意見の内容については、意見表明報告書の訂正報告書その他の対象者による公表資料をご参照ください。

<後略>

2. 買付け等の概要

<前略>

(3) 買付け等の価格

(訂正前)

普通株式 1株につき、金35,000円

新株予約権

- | | |
|--|-----------|
| イ 平成17年4月13日開催の臨時株主総会及び平成17年5月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権A」といいます。） | 1個につき、金1円 |
| ロ 平成17年6月24日開催の臨時株主総会及び平成17年8月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権B」といいます。） | 1個につき、金1円 |
| ハ 平成18年2月27日開催の臨時株主総会及び平成18年3月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権C」といいます。） | 1個につき、金1円 |
| ニ 平成19年6月12日開催の定時株主総会及び平成19年9月28日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権D」といい、新株予約権Aないし新株予約権Dを「本新株予約権」と総称します。） | 1個につき、金1円 |

(注1) 上記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者は、平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の期間中である平成22年10月31日を割当日として、100,000個の新株予約権を発行することを決議し、本対象者有価証券届出書を平成22年10月15日に提出しております。当該新株予約権の発行が効力を生じた場合、当社は、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号の規定に従いこれを本公開買付けの対象とするため、速やかに公開買付け届出書の訂正届出書を提出する予定です。

買付け等の価格は、当該新株予約権の応募が予定されていないことを踏まえ、本新発行新株予約権1個につき、金1円とする予定です。

(訂正後)

普通株式 1株につき、金35,000円

新株予約権

- | | |
|---|-----------|
| イ 平成17年4月13日開催の臨時株主総会及び平成17年5月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権A」といいます。） | 1個につき、金1円 |
| ロ 平成17年6月24日開催の臨時株主総会及び平成17年8月30日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権B」といいます。） | 1個につき、金1円 |
| ハ 平成18年2月27日開催の臨時株主総会及び平成18年3月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権C」といいます。） | 1個につき、金1円 |
| ニ 平成19年6月12日開催の定時株主総会及び平成19年9月28日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下 | |

- 「新株予約権D」といい、新株予約権Aないし新株予約権Dを「本新株予約権」と総称します。) 1個につき、金1円
- ホ 平成22年10月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「本新発行新株予約権」といい、本新株予約権及び本新発行新株予約権を「対象新株予約権」と総称します。) 1個につき、金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等
算定の基礎

<前略>

(訂正前)

ロ．新株予約権

本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものです。権利行使の条件として、新株予約権A、新株予約権B及び新株予約権Cについては、権利行使時においても、対象者の取締役、監査役、顧問、従業員、社外協力者又はその他対象者の関係者であること、新株予約権Dについては、権利行使時においても対象者の取締役、監査役若しくは従業員又は対象者の子会社の取締役、監査役、若しくは従業員であることとされており、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格を1個あたり1円と決定いたしました。

(訂正後)

ロ．新株予約権

本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものです。権利行使の条件として、新株予約権A、新株予約権B及び新株予約権Cについては、権利行使時においても、対象者の取締役、監査役、顧問、従業員、社外協力者又はその他対象者の関係者であること、新株予約権Dについては、権利行使時においても対象者の取締役、監査役若しくは従業員又は対象者の子会社の取締役、監査役、若しくは従業員であることとされており、当社が本新株予約権を取得したとしてもこれを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格を1個あたり1円と決定いたしました。

また、本新発行新株予約権は、本新発行新株予約権の割当先である MCGL 及び GSH がいずれも、本新発行新株予約権の発行が効力を生じても本新発行新株予約権を本公開買付けに応募しないことを当社に対し表明していることから、当該新株予約権の応募が予定されていないことを踏まえ、本新発行新株予約権1個につき、金1円といたしました。

算定の経緯

(買付価格を決定するに至った経緯)

<前略>

(訂正前)

本新株予約権については、上記「算定の基礎」の「(2) 新株予約権」において記載の理由に基づき、平成22年10月15日に、本新株予約権の1個あたりの買付価格を1円と決定いたしました。

(訂正後)

本新株予約権については、上記「算定の基礎」の「ロ．新株予約権」において記載の理由に基づき、平成22年10月15日に、本新株予約権の1個あたりの買付価格を1円と決定いたしました。

また、本新発行新株予約権については、上記「算定の基礎」の「ロ．新株予約権」において記載の理由に基づき、本新発行新株予約権の1個あたりの買付価格を1円と決定いたしました。

(5) 買付予定の株券等の数
(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
72,299 (株)	- (株)	- (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付けを行います。買付予定数は、対象者が平成22年8月13日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数(146,807株)から本公告日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数(75,950株)を控除し、同四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の本新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数(1,442株)を加えた株式数です。
- (注2) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注3) 公開買付期間中に本新発行新株予約権の発行の効力が生じた場合、当該新株予約権の行使により発行される対象者株式も本公開買付けの対象となるため、買付予定数は172,299株となる予定です。但し、本新発行新株予約権の割当先であるMCGL及びGSHIは、いずれも、当該新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は当該新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。当社は、当該新株予約権の発行の効力発生後速やかに公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
172,299 (株)	- (株)	- (株)

- (注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の全部の買付けを行います。買付予定数は、対象者が平成22年8月13日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数(146,807株)から本公告日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数(75,950株)を控除し、同四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の本新株予約権の目的である対象者株式の数の合計数(1,442株)及び本新発行新株予約権の目的である対象者株式の数(100,000株)を加えた株式数です。
- (注2) 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注3) 本新発行新株予約権の割当先であるMCGL及びGSHIは、いずれも、当該新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は当該新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動
(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	75,950 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.23%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	930 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.63%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	72,299 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	146,807 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(72,299株)に係る議決権の数(72,299個)を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成22年6月30日に提出した第20期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成22年8月13日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在における発行済株式総数(146,807株)に本新株予約権の目的である株式の数の合計(1,442株)を加えた合計(148,249株)に係る議決権の数148,249個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 公開買付け期間中に本新発行新株予約権の発行の効力が生じた場合、「買付予定の株券等に係る議決権の数」は172,299個、「対象者の総株主の議決権の数」は248,249個、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等前における株券等所有割合」は30.59%、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は50,930個、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等前における株券等所有割合」は20.52%、「買付け等後における株券等所有割合」は100%となる予定です。当社は、本新発行新株予約権の発行の効力発生後速やかに公開買付け届出書の訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	75,950 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.59%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	50,930 個	(買付け等前における株券等所有割合 20.52%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	172,299 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	248,249 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(172,299株)に係る議決権の数(172,299個)を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成22年6月30日に提出した第20期有価証券報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の対象新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成22年8月13日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在における発行済株式総数(146,807株)に本新株予約権の目的である株式の数の合計(1,442株)及び本新発行新株予約権の目的である対象者株式の数(100,000株)を加えた合計(248,249株)に係る議決権の数248,249個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

(訂正前)

2,530,465,000 円

(注) 買付代金には、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数(72,299株)に1株当たりの買付価格(35,000円)を乗じた金額を記載しております。なお、公開買付期間中に本新発行新株予約権が発行されこれが全て行使されかつそれにより発行される普通株式が全部応募されると仮定した場合には、買付代金は6,030,465,000円(本新発行新株予約権発行後の買付予定数(172,299株)に1株当たりの買付価格(35,000円)を乗じた金額)となりますが、本新発行新株予約権の割当先であるMCGL及びGSHは、いずれも、当該新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は当該新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。

(訂正後)

6,030,465,000 円

(注) 買付代金には、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数(172,299株)に1株当たりの買付価格(35,000円)を乗じた金額を記載しております。なお、本新発行新株予約権の割当先であるMCGL及びGSHは、いずれも、当該新株予約権を本公開買付けに応募せず、かつ、公開買付期間中は当該新株予約権を行使せずに保有し続ける予定とのことです。

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議がされたとのことです。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨及び本新株予約権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議がされたとのことです。

なお、平成22年10月31日付で本新発行新株予約権の発行の効力が生じたことを受けて、当社が本新発行新株予約権を本公開買付けの対象とすることに伴い、対象者により本新発行新株予約権に対する本公開買付けに関する意見が表明されることとなります。対象者の当該意見の内容については、意見表明報告書の訂正報告書その他の対象者による公表資料をご参照ください。

・変更理由

対象者は、平成22年10月15日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の期間中である平成22年10月31日を割当日として、100,000個の新株予約権を発行することを決議し、当該新株予約権に係る有価証券届出書を平成22年10月15日に提出し、平成22年10月31日に当該新株予約権の発行の効力が生じました。これに伴い当社は、法第27条の2第5項、令第8条第5項第3号の規定に従いこれを本公開買付けの対象といたしますので、平成22年10月18日付で関東財務局に提出した公開買付届出書の記載事項を訂正するため、公開買付届出書の訂正届出書を平成22年11月1日付で関東財務局に提出いたしました。

・本公告を行う日以前に応募された株券等の取扱い

本公告を行う日以前に応募された株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

以 上